10053

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和４年９月１日　至　令和５年８月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人永安クリニック

①　□ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　山口県岩国市尾津町二丁目１４番５０号

(3) 設立認可年月日　　平成１７年７月２８日

(4) 設立登記年月日　　平成１７年８月８日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する診療所の業務）

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード	開　設　場　所	許可病床数
診療所	永安クリニック	０８１２５６７	山口県岩国市尾津町二丁目１４番５０号	０床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和　４年１０月２９日　　令和３年度決算の決定

令和　５年　８月　９日　　任期満了による役員の改選

令和　５年　８月３１日　　令和５年度の事業計画及び収支予算の決定

様式２

法人名　医療法人　永安クリニック
所在地　山口県岩国市尾津町二丁目１４番５０号

※医療法人整理番号 1 6 0 5 3

財　産　目　録
（令和　５年　８月　３１日現在）

１．資　産　額　32,031 千円
２．負　債　額　7,608 千円
３．純　資　産　額　24,423 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区分		金額
A 流動資産		20,353
B 固定資産		11,677
C 資産合計	（A＋B）	32,031
D 負債合計		7,608
E 純資産	（C－D）	24,423

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人　永安クリニック
所在地　山口県岩国市尾津町二丁目１４番５０号

※医療法人整理番号 1 0 0 5 3

貸　借　対　照　表
（令和　５年　８月　３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	20,353	Ⅰ 流動負債	7,608
Ⅱ 固定資産	11,677	Ⅱ 固定負債	
1 有形固定資産	7,478	（うち医療機関債）	
2 無形固定資産		負債合計	7,608
3 その他の資産	4,199	純資産の部	
（うち保有医療機関債）		科目	金額
		Ⅰ 出資金	9,000
		Ⅱ 積立金	15,423
		Ⅲ 評価・換算差額等	
		純資産合計	24,423
資産合計	32,031	負債・純資産合計	32,031

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２

法人名　医療法人　永安クリニック
所在地　山口県岩国市尾津町二丁目１４番５０号

※医療法人整理番号 1 6 0 5 3

損　益　計　算　書

（自　令和　４年　９月　１日　至　令和　５年　８月　３１日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ　事業損益	
Ａ　本来業務事業損益	
１　事業収益	52,653
２　事業費用	67,858
本来業務事業損失	15,205
Ｂ　附帯業務事業損益	
１　事業収益	
２　事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	15,205
Ⅱ　事業外収益	1,280
Ⅲ　事業外費用	
経常損失	13,924
Ⅳ　特別利益	
Ⅴ　特別損失	
税引前当期純損失	13,924
法人税等	71
当期純損失	13,995

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人永安クリニック
理事長　永安　治　　殿

私は、医療法人永安クリニックの令和４会計年度（令和４年９月１日から令和５年８月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和５年１０月１０日
医療法人永安クリニック
監事　松本　菜穂子